

# 経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

**取引先の倒産!** もしものときの資金調達  
しっかりサポートします。

**安心サポート宣言**

掛金の10倍の範囲内で  
**最高8,000万円**まで貸付け  
貸付条件は **無担保・無保証人**

掛金の積立限度額は**800万円**

掛金月額の上限は**20万円**  
掛金は **損金または必要経費に**

償還期間は **貸付額に応じて設定**

早期完済時は **早期償還手当金を支給**



## ご加入いただく前にお読みください。

- 取引先事業者の「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。
  - 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、又は、特別清算開始の申立てがされること。(この場合の倒産発生日は開始決定日ではなく申立て日となります)
  - 手形交換所またはでんさいネットに参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。(この場合の倒産発生日は取引停止処分日となります)
  - 債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は、通知がされた日となります)
  - 甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること、またはでんさいが「災害による支払不能」となること。(この倒産発生日は当該手形等の手形交換日・表示日またはでんさいの支払期日)
  - 特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合で、弁護士等によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は通知がされた日)
 なお、「夜逃げ」は倒産には含まれません。
- 「売掛金債権等」とは、売掛金債権及び前渡金返還請求権をいいます。
  - 回収が困難となった売掛金債権等の額(いわゆる被害額)とは、契約者と倒産した取引先事業者との取引によって生じた売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額のうち、回収が困難なものの額をいいます。したがって、**一般消費者に対する債権は対象となりません。**
  - また、商品又は役務の取引に該当しない貸付金債権、融通手形に基づく債権などは、回収が困難となっても、被害額には含まれません。
- 次のような場合、共済金の貸付けを受けることができません。
  - 取引先事業者の倒産発生日が、契約の日から6か月未満に生じたとき。
  - 取引先事業者の倒産発生日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。
  - 共済金の貸付請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後に行われたとき。
  - 契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。
    - ※ただし、中小企業者の範囲を超えている場合でも、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その計画実施期間中の事業者は、中小企業者とみなします。
  - 貸付金額が、50万円(原則)または、契約者の月間の総取引額の20%に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。
  - 契約者が貸付請求時点で自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。
  - 契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。
  - 倒産した取引先事業者に対し売掛金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者に悪意もしくは、重大な過失があったとき(取引先の倒産を十分に予知した上で売掛金を累増する場合、取引先事業者の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等)。
  - 上記のほか、共済金の貸付請求者と当該倒産に係る取引先事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。

- 取引事業者に対する売掛金債権等が生じないのが一般的である業種(一般消費者を取引先とする事業者、金融業者及び不動産賃貸業者など)については通常、貸付けの対象となりませんので、加入にあたってはご注意ください。

- 一時貸付金の貸付け
  - 契約者に、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても解約手当金の範囲内で一時貸付金の貸付けを受けることができます。
  - (1)一時貸付金の貸付条件

|         |   |
|---------|---|
| ①貸付限度額  | (注)機構解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額(掛金総額が800万円に達している場合は任意解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額)の95%の範囲内。ただし、一時貸付金の請求の時に共済金又は一時貸付金の貸付けを受けている場合は、これらの額は控除されます。 |
| ②貸付額    | 30万円以上で5万円の整数倍  |
| ③貸付金の使途 | 事業資金(運転・設備)   |
| ④貸付期間   | 1年  |
| ⑤償還方法   | 期限一括償還  |
| ⑥利率     | 有利子(金融情勢に応じて変動します)  |
| ⑦利息支払方法 | 貸付時に一括前払い   |
| ⑧違約金    | 年14.6%  |
| ⑨担保・保証人 | 不要  |

(注)一時貸付金の貸付限度額は、掛金納付月数に応じ次表のとおりとなります。

| 掛金納付月数        | 一時貸付金の貸付限度額           |
|---------------|-----------------------|
| 1か月～11か月      | 0円                    |
| 12か月～23か月     | 掛金総額×75%×95%          |
| 24か月～29か月     | // ×80%×95%           |
| 30か月～35か月     | // ×85%×95%           |
| 36か月～39か月     | // ×90%×95%           |
| 40か月以上        | // ×95%×95%           |
| 掛金総額が800万円の場合 | 800万円×100%×95%(760万円) |

※一時貸付金の償還期日を経過した場合の取扱い  
償還期日後、5か月を経過した後、なお償還すべき一時貸付金又は納付すべき違約金がある場合、これらの額は納付した掛金から控除します。

- (2)一時貸付金の借入申込み  
中小機構に直接お申込みください。

制度の詳しい内容については「**経営セーフティ共済 制度のしおり**」をご覧ください。  
なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

**加入の申込みは?**

貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお手続きください。

- 中小機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など
- 現に融資取引等のある金融機関の本店

取扱機関名

全国中小企業経友会事業協同組合  
www.zenkoku-keiyukai.or.jp

〒100-0006  
東京都千代田区有楽町1-2-2 17F

組合本部：03-3500-5261(代)

**中小機構ホームページのご案内**

中小機構のホームページで、共済に関するよくあるお問い合わせや手続きの流れについても説明しております。

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

[受付時間] 平日 9:00～17:00

経営者の退職金  
ゆとりある生活を応援する安心の共済です。

**小規模企業共済制度**